

用途地域のイメージ

平成19年(2007年)11月30日現在

第1種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第2種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定の店舗などが建てられます。

第1種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建てられます。

第2種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、などの他、1500㎡までの一定の店舗や事務所などが建てられます。

第1種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3000㎡までの一定の店舗、事務所、ホテルなどは建てられません。

第2種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。事務所、ホテル、ばちんこ屋、カラオケボックス、10,000㎡までの一定の店舗などは建てられません。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買物をする店舗などの業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗の他に映画館や小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店の事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性や環境悪化の恐れが大きい工場のほかはほとんどの用途の建物が建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域です。工場、住宅、10,000㎡までの一定の店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。工場は建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。